

2013(平成25)年度法学既修者入学試験(8月試験)問題出題趣旨

【民法】

[第1問]

最高裁平成18年1月17日第3小法廷判決・民集60巻1号27頁の事案をもとにした問題です。

1 20年の取得時効について

本問では、Cが平成元年4月1日から乙土地への専用進入路として所有の意思をもって本件土地を利用し始めたとありますから、同日、本件土地の占有を始めたと考えられます。そして、Yは、同14年9月1日から本件土地の占有を始めています。そうすると、Yは、前の占有者Cの占有期間を合わせて主張することができますから(民法187条1項)、同20年4月1日の経過によって20年間の取得時効が成立することになります。

2 時効と登記について

しかし、Yの20年の取得時効の完成後である平成24年4月1日、XがBから本件土地を購入していますから、Xは、時効完成後の第三者に該当することになります。

時効完成後に現れた第三者については、判例は、時効の起算点を現に占有を開始した時点に固定することを前提にして(最高裁昭和35年7月27日第1小法廷判決・民集14巻10号1871頁)、登記なくして時効取得を当該第三者に対抗することができないとしています。(大審院連合部大正14年7月8日民集4巻412頁等)。

これに対して、占有を尊重する立場から、取得時効の時効期間の逆算を認めるべきであり、登記なくして取得時効を主張することができる、また、登記を信頼した者の保護は民法94条2項の類推適用によるべきであるとする反対説があるところです(内田貴「民法I」第4版451頁以下)。

判例の結論と同じ立場に立つとすると、その根拠として、登記制度の趣旨ないし意義ということから論じておく必要があるとともに、時効期間の起算点を任意の時点にずらすことは認められないことも論じておく必要があります。

本問では、判例の立場によれば、時効完成後の第三者であるXが本件土地について所有権移転登記を了していますから、XがYに対して本件土地の所有権を主張することができることになります。

(なお、民法177条の第三者の範囲について、悪意者排除論の立場に立てば、本問では、Xが悪意であれば、Yは登記なくして本件土地の所有権を主張することができることになります。また、Xがいわゆる背信的悪意者に当たるとすると、Yは登記なくして本件土地の時効取得を主張できることになります。)

これに対して、占有を尊重する立場に立つと、原則として、本件土地を時効取得しているYがXに本件土地の所有権を主張できることになります。Xが善意・無過失であれば、民法94条2項の類推適用により、Yに本件土地の所有権を主張できることになります。ただし、Xが本件土地を買い受けた平成24年4月1日当時、本件土地はコンクリート舗装され、乙土地への専用進入路として利用されていたのですから、少なくともXには過失が認められるのではないかと考えられます。

### 3 前記最高裁平成18年1月17日第3小法廷判決について

この最高裁判決は、本問と類似した事案について、時効完成後の第三者との関係については登記によって優劣を決することを前提に、登記を具備した時効完成後の第三者がいわゆる背信的悪意者に当たるかどうかの問題とされました。(なお、本問ではここまで論じなくても、それまでのところをしっかりとできれば合格点といってよいでしょう。)

同判決は、「甲が時効取得した不動産について、その取得時効完成後に乙が当該不動産の譲渡を受けて所有権移転登記を了した場合において、乙が、当該不動産の譲渡を受けた時点において、甲が多年にわたり当該不動産を占有している事実を認識しており、甲の登記の欠缺を主張することが信義に反するものと認められる事情が存在するときは、乙は背信的悪意者に当たるといふべきである。取得時効の成否については、その要件の充足の有無が容易に認識・判断することができないものであることにかんがみると、乙において、甲が取得時効の成立要件を充足していることをすべて具体的に認識していなくても、背信的悪意者と認められる場合があるといふべきであるが、その場合であっても、少なくとも、乙が甲による多年にわたる占有継続の事実を認識している必要があると解すべきであるからである。」としています。この判決の意義をどのように捉えるべきかなどについて勉強しておくといふでしょう。

#### [第2問]

1 Aは、善管注意義務を尽くしてこの自転車を保管していたのですから、A自身に保管義務の違反はなく、自転車の引渡しをすべき時の現状でその物を引き渡せば、債務を履行したことになります(民法483条)。

Bは、自分に責任がないのに破損した自転車しか得られないのですから、その修理費用を、自転車を破損したCに対して請求することができます。Cは飲酒運転でAの倉庫に突っ込んで、B所有の自転車(Aに対する代金の支払いによって所有権が移転したと解する。)を破損したのですから、民法709条の要件を満たし、BはCに対して自転車の修理費相当額の損害賠償を請求することができます。

2 この植物の葉の引渡しは、Aの手配違いによって履行遅滞になったのですから、これにつき、Aに帰責事由があります。帰責事由のある履行遅滞中に、当事者に帰責事由のない不能が生じたときには、履行遅滞についての帰責事由が不能にまで及ぶと解することができるので(大判明39.10.29民録12-1358参照)、AはBに対して責に帰すべき履行不能の責任を負います(民法415条後段)。つまり、不能となった給付に代わる損害賠償(填補賠償)の義務があります。

3 Cはいわゆる表見相続人であり、真正相続人が出現するまでの間は、真正の相続人であるかのように見えます。また、Cはこの債権の借用証書を所持しています。そのような者に対する弁済の効力について定めているのは、民法478条です。弁済受領権限のない者に対する弁済は無効であるのが原則ですが、弁済者から見てあたかも債権者であるかのように見える者に対する弁済は、弁済をした者が、

債権を行使してきた者に本当は受領権限がないことにつき善意であり、かつ、過失がなかったときに限り、弁済は有効になります。

BがCに債務を支払ったときに、BがCを真正の相続人と信じていたのであれば、Bの弁済は民法478条の要件を満たしますから、その弁済は有効であることになります。したがって、この場合には債務はすでに消滅していますので、BはDに支払う必要がありません。

### 〔第3問〕

遺産分割における生命保険金の取り扱いをどのようにすべきかという問題です。生命保険金が支払われる簡単な仕組みから、その法的な性質を、遺産分割という処理との関連でどのようにみることができるかという問題の所在(問題の発生する根拠)についてどれだけの確に説明できるかというところです。

さらに、その問題点についての自分の答えをどれだけ法的に論じることができるかというところをみるのが出題の意図です。

判例は、生命保険金が共同相続人の一部を受取人としていた場合は、それは遺産ではなく、その受取人の固有財産であるとしています(最判昭40.2.2民集19巻1号1頁,最判平14.11.5民集56巻8号2069頁)。この点については、判例の理論は、①生命保険金請求権は被保険者である被相続人が死亡して初めて発生する請求権であること、②被保険者は保険金を払い込んでいるが、保険金はそれと等価関係に立つものではないこと、③被保険者の稼働能力に代わる給付でもないことを理由にして遺産性を否定しています。この点については、実務の運用においてもそのように取り扱われています。

では、次の問題として、民法903条の特別受益として扱うべきではないかという問題が発生します。なぜならば、保険金支払請求権が被相続人の死亡によって発生するとすれば、それは遺贈と解されるのではないかというところからです。実務では、特別受益とするものとししないものがあります。要は、遺産分割における公平を考慮しての話であります。特別受益として考慮するとしても、生命保険金全額を受益とみるか、払い込まれた保険料の限度で利益とみるか、払い込まれるべき保険料の総額に対する既払込掛け金の限度とするかなど取り扱いが分かれています。最高裁平16.10.29(民集58巻7号1979頁)は、生命保険請求権は遺贈または贈与には当たらないとしつつも、それが被相続人の掛けた掛け金との連結性があることから、遺産分割の公平上、無視できない特段の事情があるときは、903条を類推して持ち戻しの対象とすべきであるとしています。

以上